

平成25年3月三木市教育委員会（臨時会）会議録

◇ 日 時

- 1 開 会 平成25年3月12日（火）午後5時30分
- 2 閉 会 平成25年3月12日（火）午後6時50分

◇ 場 所 三木市役所 2階 職員厚生室

◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 審議事項

(1) 議決事項

報告第 8号 児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第29号 平成25年度三木市立学校教職員人事異動内申について

(2) 報告事項

- 4 閉 会

◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教 育 委 員 長	里 見 俊 實
	2番	教育委員長職務代行者	水 島 慶 子
	3番	教 育 委 員	稲 見 秀 穂
	4番	教 育 委 員	井 口 徹
	5番	教育委員（教育長）	松 本 明 紀
事務局		教 育 部 長	椿 原 豊 勝
		教 育 総 務 課 長	清 水 正 則
		教育環境整備課長	井 上 博 務
		学 校 教 育 課 長	古 谷 昭 文
		文化スポーツ振興課長	松 村 正 和
		教育センター所長	梶 本 佳 照
		教育総務課課長補佐	石 田 寛
	教 育 総 務 課 主 任	荒 池 名 月	

傍聴者 0人

◇ 会議内容

1 開 会

里見委員長が、平成25年3月三木市教育委員会臨時会の開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

里見委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、井口委員と松本教育長を指名した。

3 審議事項

里見委員長が、議事の進行について、議案第29号及び報告事項は人事に関する案件であるため、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により、会議の最後において非公開で審議することについて委員に諮り、同意された。

(1) 議決事項

【報告第8号】 児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部を改正する規則の制定について

○ 古谷学校教育課長が次のように説明した。

児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部を改正する規則の制定について、緊急を要したため、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条第3項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第4項の規定により報告し、委員会の承認を求めるものである。

三木市加佐土地区画整理事業の換地処分に伴い、事業区域内の土地が、平成25年3月9日から新しい地名・地番

となった。

そのため、平田小学校区を「跡部、加佐、平田、大村、鳥町」から「跡部、加佐、加佐1丁目、平田、大村、鳥町」に改めるものである。

(委員) 場所に変更はなく、新たに「加佐1丁目」という地名、地番ができたという理解で良いのか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 新たな地名、地番ができただけで、従来からの校区に変更は生じていないのか。

(事務局) そのとおりであり、従来からの校区に変更は生じていない。

里見委員長が、報告第8号について採決を行い、全員一致で原案のとおり承認された。

(非公開)

【報告事項】 「体罰に係る実態把握についての調査」の結果について

「体罰に係る実態把握についての調査」の結果については、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により、非公開として審議したため、同規則第23条の規定により、内容については記載しない。

議案第29号の審議に際して、教育総務課長、学校教育課長以外の課長等が退席した。

(非公開)

議決事項

【議案第29号】 平成25年度三木市立学校教職員人事異動
内申について

議案第29号は、三木市教育委員会会議規則第7条第1
項ただし書きの規定により、非公開として審議したため、
同規則第23条の規定により、内容については記載しない。

里見委員長が、議案第29号について採決を行い、全員
一致で原案のとおり可決された。

4 閉 会

里見委員長が、平成25年3月三木市教育委員会臨時会の閉会
を宣言した。